



ちがさき 下水道ビジョン（素案）

豊かな水環境と安全・安心なまちづくりに貢献する
下水道をめざして



令和5年●月

茅ヶ崎市

目 次

第1章 はじめに

1	下水道について.....	1
2	茅ヶ崎市の下水道事業について	4
3	下水道ビジョン策定の背景.....	6

第2章 現状と課題

1	下水道事業を取り巻く環境.....	9
2	取組状況と課題.....	16

第3章 基本理念、基本方針の設定

1	基本理念.....	25
2	基本方針.....	25

第4章 重点施策の推進

1	施策体系.....	26
2	生活排水処理の普及.....	28
3	合流改善事業効果の継続的な発揮	31
4	浸水対策の実施.....	34
5	地震対策の実施.....	44
6	下水道施設の計画的管理.....	49
7	災害におけるソフト対策の実施	54
8	経営基盤の強化.....	59
9	広報事業の充実.....	64

第5章 計画の推進と進行管理

1	効果的な事業連携.....	69
2	管理指標.....	70
3	計画の進行管理方針.....	71

参考資料

1	用語解説.....	72
---	-----------	----

第1章 はじめに

1 下水道について

(1) 水循環の中での下水道

地球上の水は自然の中で絶えず循環しています。太陽のエネルギーによって地表面や河川、海の水が蒸発し、上空で雲になり、雨や雪として再び地表面に降り、それが集まって河川や海になります。この水循環を健全に保つことは持続可能な社会を実現するために極めて重要です。

下水道は汚水の収集、処理と雨水の排除を適切に行い、河川や海に放流することにより、都市の水循環において重要な役割を担っています。



図 1.1 水循環のイメージ

(2) 下水道とは

下水には、家庭や工場等で使用された「汚水」と雨や湧水等の自然水である「雨水」があります。下水道は、汚水を収集し、きれいで安全な水に処理する役割と雨水を速やかに排除し、まちの安全安心を守る役割を担っており、生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防除及び公共用水域※の水質保全のために欠かすことのできない施設です。

下水道の施設には下水道管やマンホールのほか、下水を低いところから高いところへ汲み上げるためのポンプ施設、汚水を処理し公共用水域に放流するための処理場、雨水を一時的に貯めるための貯留施設などがあります。

茅ヶ崎市では下水道管やマンホール、ポンプ施設、貯留施設といった下水道施設の建設や管理を行っています。茅ヶ崎市で収集された汚水は神奈川県が管理する処理場である柳島水再生センターと、藤沢市が管理する処理場である辻堂浄化センターで処理されています。

※公共用水域：公共的に利用される水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）や水路のこと。

(3) 下水の排除方式

下水の排除方式には、汚水と雨水を同一の下水道管（合流管）で収集する方式である「合流式下水道」と、汚水と雨水を別々の下水道管（污水管、雨水管）で収集する方式である「分流式下水道」の2種類があります。合流式下水道の合流管で収集された汚水と雨水は処理場で処理されたのちに公共用水域に放流されます。分流式下水道の污水管で収集された汚水は処理場で処理されたのちに公共用水域に放流され、雨水管で収集された雨水は直接公共用水域に放流されます。



図 1.2 合流式下水道と分流式下水道の模式図

合流式下水道は埋設する下水道管が1本であるため、分流式下水道より建設費が安価となり、また、ガス管、水道管等の地下埋設物との競合が少なく施工が早くなることから、早期に下水道を整備した都市で多く採用されています。茅ヶ崎市でも早期に着手した区域が合流式下水道を採用しており、その他の区域は分流式下水道を採用しています。

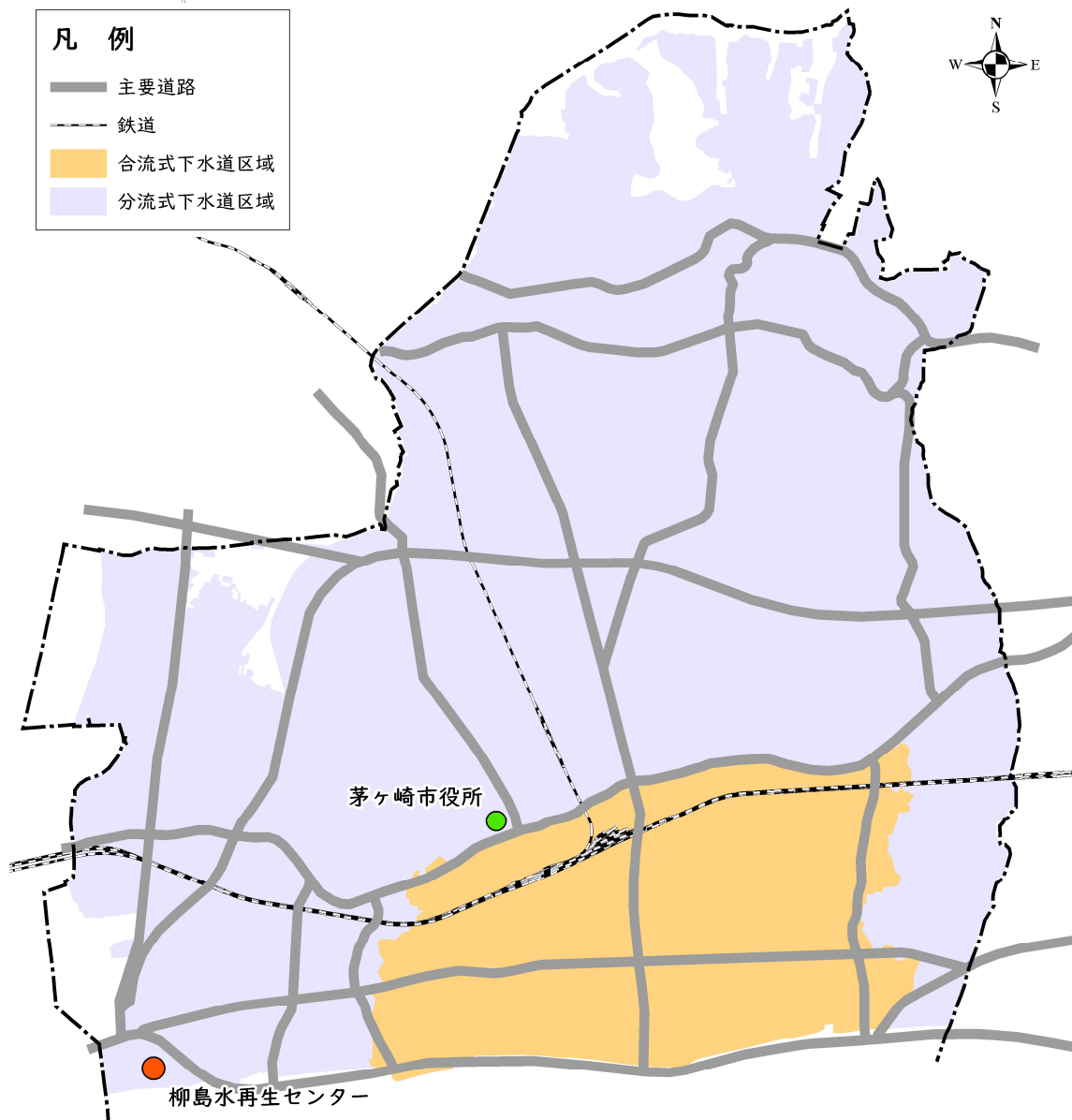


図 1.3 合流式下水道区域と分流式下水道区域

2 茅ヶ崎市の下水道事業について

(1) 沿革

茅ヶ崎市は昭和 38 年度から中心市街地を対象に公共下水道事業に着手しました。当時の下水道事業は市街地の浸水の防除が主な目的であり、雨水処理が主体となっていました。

昭和 40 年代になり、高度経済成長に伴う都市化の進展によって公共用水域の水質汚濁が問題となり、下水道事業の主体が汚水処理に変わっていきました。茅ヶ崎市は市域の大半を柳島水再生センターに流入する計画として整備を進めています。また、堤地区の一部については、藤沢市の辻堂浄化センターに流入する計画として整備を進め、昭和 52 年度に整備が完了しています。

(2) 計画

茅ヶ崎市は市の概ね全域を全体計画区域[※]に位置づけており、そのうち、市街化を図るべき区域である「市街化区域」及び市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」の一部を事業計画区域[※]として早期に下水道整備を行う区域に位置づけています。

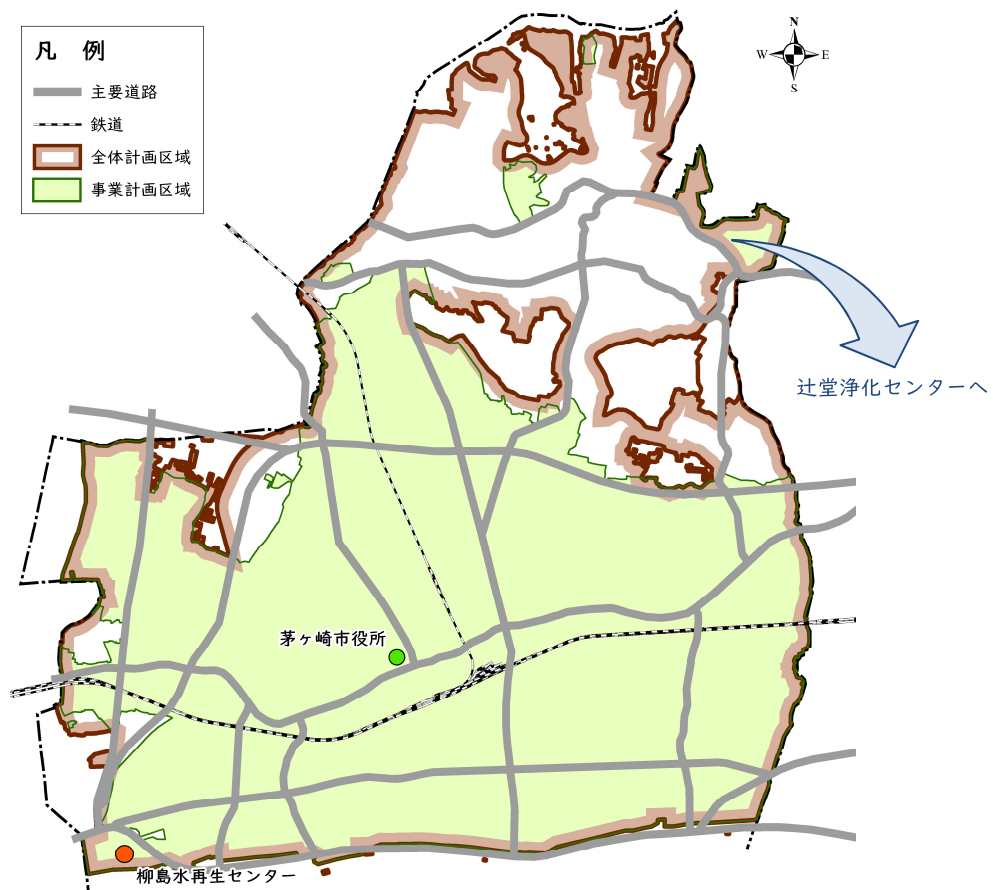


図 1.4 下水道全体計画区域及び事業計画区域

※全体計画区域：将来的な下水道施設の配置計画等を定めたものであり、概ね 20～30 年後を想定して設定したもの。

※事業計画区域：全体計画で定めた区域のうち、概ね 5～7 年間で整備する予定の区域。

(3) 整備状況

茅ヶ崎市の令和3年度末時点の事業計画区域における汚水の面整備率※は98.1%です。これは神奈川県内の市町村のなかでも比較的高い水準となっており、今後も事業計画区域の整備完了に向けて事業を推進していきます。

また、令和3年度末時点における市街化区域の雨水の幹線整備率※は100%であるものの、面整備率は53.3%であることから、引き続き、浸水発生箇所の浸水軽減に向けて事業を推進していきます。

※面整備率：事業計画区域面積に対して、下水道を整備した面積の割合。

※幹線整備率：事業計画区域内の主要な管きよの計画延長に対して、整備した管きよの延長の割合。

3 ちがさき下水道ビジョン策定の背景

(1) 下水道整備方針及び下水道整備計画の策定経緯

茅ヶ崎市では、土地利用の変化と気候変動による都市型水害等、都市化の進行により新たに生じた課題に対応し、限られた財源の中で下水道整備を効率的・効果的に進めるために、概ね 20 年間の下水道整備の方向性を示す目的で「茅ヶ崎市下水道整備方針」（以下「整備方針」という。）を平成 20 年 8 月に策定しました。

また、整備方針における方向性の実現のために、重点的に取り組む施策（重点施策）を具体的に示した計画として「茅ヶ崎市下水道整備計画」（以下「整備計画」という。）を平成 23 年 3 月に策定し、10 年間の事業スケジュールや事業費を定め、各施策の進捗を図ってきました。

(2) ちがさき下水道ビジョンの策定趣旨

整備計画に基づく施策の進捗に際しては、厳しさを増す財政状況や社会的ニーズの変化により、スケジュール通りには進まなかったものもありますが、社会情勢や国の施策に合わせて各重点施策に関する個別計画を策定し、下水道事業の進捗を図ってきました。

今後も下水道に求められる基本的な役割は不変のものであり、長期的な視点に立って方向性を示すことが求められていることから、整備方針と整備計画を統合した上で今後の下水道の長期的な視点に立った基本的な方針や重点施策の方向性を示し、市民の皆様の下水道への理解を得ながら着実に下水道の役割を果たしていくことを目的として、「ちがさき下水道ビジョン」（以下「本ビジョン」という。）として改定します。

なお、本ビジョンは下水道と下水道に関わる様々な要素を対象とし、整備や維持管理の方向性を明確にするとともに、継続的な事業運営の方針を示すことで、都市の水環境の健全化を図ります。



図 1.5 ちがさき下水道ビジョンの改定経緯

(3) 本ビジョンの位置づけ

茅ヶ崎市の最上位計画である「茅ヶ崎市総合計画」(以下「総合計画」という。)では、将来の都市像『笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎』の実現に向け、7つの政策目標が定められており、そのうち政策目標5「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」と政策目標6「安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち」が主に下水道整備に関連する政策目標となっています。

本ビジョンにおいては、総合計画の将来の都市像及び2つの政策目標の実現に寄与することを目的としたうえで総合計画の基本理念と整合を図り、「茅ヶ崎市環境基本計画」や「ちがさき都市マスタープラン」等の各種関連計画及び国や県等の各種関連計画と連携を図りながら、今後の下水道分野の基本計画として策定します。

また、本ビジョンは下水道事業の各分野に対し、基本理念を共有し方向性を示すものであり、事業の詳細については個別計画へ委ねるものとしています。

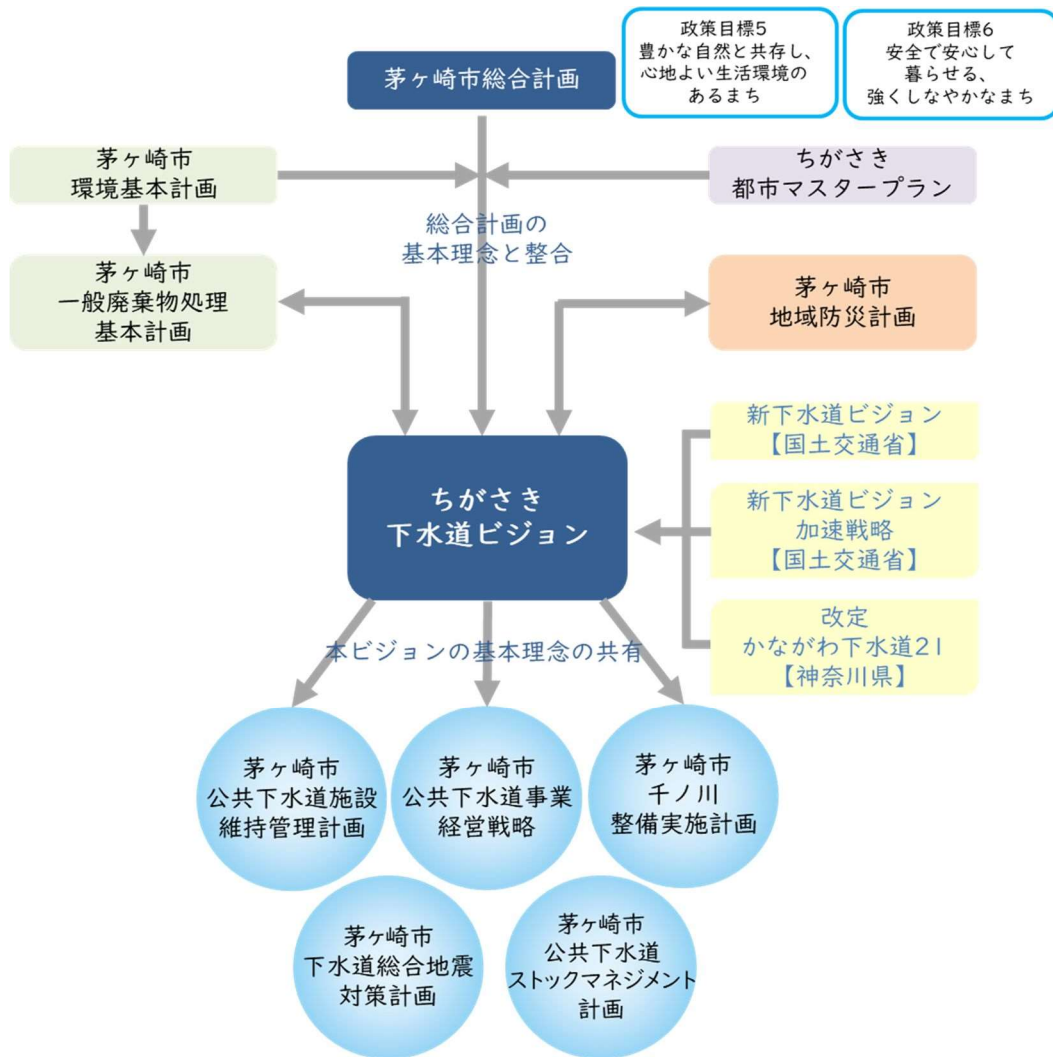


図 1.6 ちがさき下水道ビジョンの位置づけ

(4) 本ビジョンの計画期間

本ビジョンは下水道の長期的な視点による方向性を示すものですが、近年は社会・経済等の情勢の変化が速いことから、計画期間を令和5年度から令和14年度までの10年間に設定し、令和14年度に本ビジョンを取り巻く状況の変化を確認し、本ビジョンを継続するか、または次期ビジョンを策定するかを判断します。

また、計画期間の中間時期である令和9年度に、本ビジョンの進捗具合を確認するために中間評価を行います。

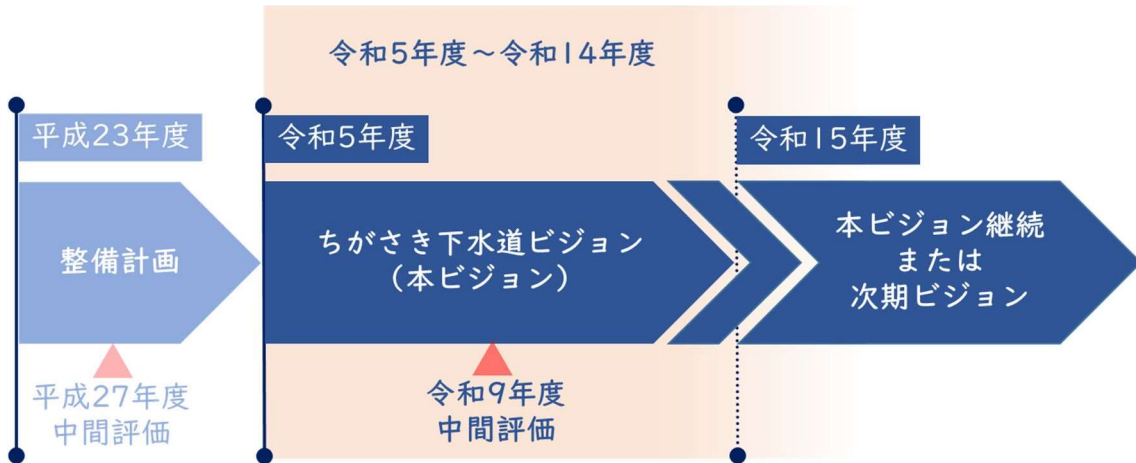


図 1.7 計画期間